

○大刀洗町公共工事の中間前金払に関する要綱

(平成 27 年 4 月 1 日要綱第 10 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大刀洗町財務規則（平成 12 年大刀洗町規則第 8 号。以下「規則」という。）第 136 条第 1 項の規定に基づき、中間前金払の事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第 2 条 中間前金払の対象となる工事は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 既に前払金を支出していること。
- (2) 工期の 2 分の 1 を経過していること。
- (3) 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、契約金額の 2 分の 1 以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第 3 条 中間前金払の割合は、契約金額の 10 分の 2 以内とし、中間前払金を支出した後の前払金の合計が契約金額の 10 分の 6 を超えないものとする。

(申請手続)

第 4 条 中間前金払を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大刀洗町中間前金払認定申請書（様式第 1 号）及び大刀洗町工事履行報告書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

(認定手続)

第 5 条 町長は、前項の申請書及び報告書の提出があったときは、第 2 条に規定する要件について調査を行わなければならない。

- 2 町長は、前項の調査の結果、適当と認めるときは、当該申請書を受けた日から 7 日以内に、当該申請者に対し、大刀洗町中間前金払認定通知書（様式第 3 号）により通知するものとする。

(請求手続)

第 6 条 前条第 2 項の規定による通知を受けた者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律第 5 条の規定により登録を受けた保証事業会社が交付する保証証書を添えて、中間前払金の支払について、町長に請求しなければならない。

(支払の期間)

第 7 条 中間前払金の支払は、前項の規定による請求があった日から 14 日以内に行うものとする。

(部分払との併用)

第8条 中間前金払は、規則136条第2項に規定する部分払とは併用することができない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式

様式第1号

中間前金払認定申請書

[別紙参照]

様式第2号

工事履行報告書

[別紙参照]

様式第3号

中間前金払認定通知書

[別紙参照]

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

大刀洗町長 様

請負者

住 所

印

氏 名

大刀洗町中間前金払認定請求書

下記のとおり、中間前金払に係る認定を請求します。

1 工事名	
2 工事場所	
3 工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
4 請負金額	
5 前金払額	

様式第3号（第5条関係）

第 年 月 日
号

様

大刀洗町長 印

大刀洗町中間前金払認定通知書

下記の工事について、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることが

具備している
できる要件を ことを認定したので通知します。
具備していない

工事名	
工事場所	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負金額	
摘要	